

金山町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月20日（火）9時55分から11時03分
2. 開催場所 金山町役場4階 委員会室
3. 出席委員 （12名）

農業委員	1 番委員	五ノ井 斉
	2 番委員	須佐 勉
	5 番委員	三瓶 浩一
	6 番委員	小林 和衛
	7 番委員	西脇 優
	8 番委員	星 光雄
	9 番委員	渡部 真明
	10 番委員	栗城 篤義
会長	13 番委員	谷ヶ城 雄司
農地利用最適化 推進委員	旧横田	渡部 勘治
	旧川口・本名	黒田 修市
	旧沼沢	中丸 謙公

4. 欠席委員
11 番委員 横田 敏宏
12 番委員 栗城 元一
5. 会務報告 （令和4年8月22日～令和4年9月19日）
8月22日 第8回金山町農業委員会（委員会室 委員12名）
6. 議事
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一時転用）
議案第20号 農用地利用集積計画について
7. その他
8. 閉会
9. 農業委員会事務局職員
事務局長 五ノ井 輝夫
事務局次長 土田 純一
事務局主事 馬場 和也

事務局長	おはようございます。これより始めたいと思います。皆さま御起立願います。礼、着席。
会長	おはようございます。大雨の台風も通り過ぎ、あまり災害がなかったようでした。またこれから台風が来る可能性もありますので用心してください。それでは第9回農業委員会を開催します。会議録署名人を6番委員、10番委員お願いします。会務報告を事務局お願いします。
事務局	令和4年8月22日から令和4年9月19日までの会務報告を行います。8月22日、第8回金山町農委員会が4階委員会室で行われ委員12名の出席でした。以上です。
会長	皆さんから何かございませんか。
会長	ないようですので次の議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一時転用）事務局お願いします。 （議案朗読・説明）
会長	それでは担当地区の8番委員お願いします。
8番委員	9月12日に会長と事務局と一緒に現地調査をしましたが問題ありませんのでよろしくお願いします。
会長	皆さんから、ご意見を伺います。何かございませんか。
7番委員	農振除外というのはどの段階で申請するのですか。
事務局	今回の場合ですか。
7番委員	はい。
事務局	農振地域の転用は原則として許可はできないことになっていますが、今回は一時転用なので期間中だけ取り扱うことになっています。もし、農振地域を永久転用する場合は、転用の手続きをする前に農振除外の申請を出してもらい、町で農振地域から除外するという手続きを行った後に、転用手続きをとって頂くような流れになっています。
7番委員	ありがとうございました。
事務局次長	補足ですが、まず町で農振地域を除外する前に整備促進協議会を開催します。委員から同意を得て、JA、町、農業委員会で承諾をもらい、県に申請するこ

	とになるので一定の期間を要することになります。
会長	3年に1回、農業委員に農振の見直しを諮っていますが。
事務局次長	おおむね5年ごとに見直しの予定になっています。最新は平成26年なので、本来でしたら直す時期になっていますが、なかなか進んでいない状況です。農振地域は今の法律上、8年間基盤整備を行った後は除外出来ないことになっています。
会長	今までに2回ほど農振地域を見直したほうがいい地域について書類をもらったことがあります。これから見直しの計画はないということですか。
事務局次長	見直しの話はしていますが、そこまでに至っておりません。
会長	どうしても直さなくてはならないところは、随時あげてもらえば出来ないことはないということですね。
事務局次長	はい、そういうことです。
会長	皆さん、この件についてなにかございませんか。
会長	ないようですので、ご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	それでは次の議案第20号農用地利用集積計画について事務局お願いします。 (議案朗読・説明)
会長	この件について皆さんから、ご意見を伺います。何かございませんか。大塩地区についてですが、作付けは終わっているということですね。
事務局	そうですね。貸付人と農業法人との間で契約の話を進めていましたが、その途中で亡くなられてしまって、死亡について農業委員会で把握しているのに利用権の設定を進めることはできなかったのが遅くなりました。今回、相続人が決まり利用権の設定をすることになりました。
会長	この件について、皆さんからご意見を伺います。大塩の担当委員、この件について何かありませんか。
5番委員	相続人が早く決まって良かったです。他に問題はありません。

会長	皆さんから何かございませんか。 ないようですので、ご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	その他に移ります。事務局よろしくをお願いします。
事務局	農地法施行規則第 29 条の中で 200 ㎡以下の農業用施設については転用の許可が必要なく届出だけでいいということになっていますが、今回 8 月に西部地区の方から申請がありました。高齢ですが家の近くで家庭菜園をしていて、息子さんが戻ってくるので手伝いながら農業をすることになり作業場と倉庫を農業用機械の格納庫、収穫したものを乾かしたりする作業場として使用したいそうです。該当の農地は大塩字西部 4261 番地の 1 で地目は畑です。面積は 568 ㎡のうち 14.7 ㎡を作業場として使用したいとのこと。8 月 22 日に会長と担当地区の 9 番委員で現地確認をしましたが、自分の土地なので特に問題はありませんでしたので、8 月 23 日付で適正であると申請人に通知を出しました。本日、ここで報告したのは違反転用と誤認しないよう、他の委員の皆さんについて情報を共有するものです。
会長	担当地区の 9 番委員、何かありませんか。
9 番委員	農業機械等の置場がないということで、自分の土地の一部を使用し他の人に迷惑がかからないので問題ないと判断しました。若い人が来て、一生懸命やるのはとてもいいことだと思います。何らかの形で応援できればと思っています。
会長	この件について何かございませんか。
一同	ありません。
事務局	前 3 番委員さんの辞任について農業委員会に諮問があり、先月の委員会で本人の意向なので問題ないと判断し会長名で答申しました。その後の経過について報告します。24 日付で農業委員会から町に答申をし、31 日付で町から前 3 番委員に辞任を認める文書を送付しました。8 月 31 日付で辞任し現在は 14 名体制で活動している状態です。任期が来年 7 月までなので補充について皆さんに協議していただきたいと思っています。
会長	辞任については許可されたが、来年の 7 月までどうするか。また、補充する場合、今後の流れはどのようになりますか。
事務局長	まず補充する場合、最短でこれから募集要項を作成し 10 月上旬に募集をかけます。途中公表をしながら 10 月下旬に応募があった場合、11 月に町長、課長職等による評価委員会で適任かどうか確認します。農業委員会でも話し合いをし

	ながら 12 月議会で承認を得る運びになります。応募状況により 12 月の議会で承認を得るか 3 月の議会になるかの二通りになります。皆さんには今回補充を行うか委員で分担し補充を行わないかご意見を伺いたいと思います。
会長	事務局長の説明ですと、応募があれば早くても 12 月の議会で審議、もしくは 3 月議会になるということですね。私たち 7 月までの任期の委員はどうなりますか。
事務局	現在の任期が令和 5 年 7 月 19 日までなので、次の改選は年明け頃から広報による案内を行い、4 月に募集、5 月には決めて 6 月の議会に上申し同意を得たいと考えています。
会長	4 カ月くらいのずれが出てきますね。皆さんのご意見を伺います。冬季間は案件は少ないと思いますが。
10 番委員	沼沢地区に隣接している担当委員に任期までみてもらうことはできませんか。
会長	隣接している委員に協力してもらいながら任期までお願いできるかを含めて協議していただきたいです。
事務局長	不在だった中川地区の場合は、水沼地区と大志地区の担当委員がみていました。今回の沼沢地区は、隣接する地区の 1 番委員、7 番委員にお願いすることになります。
10 番委員	やはり、任期も短いので近隣地区の担当委員にお願いしたほうがいいと思います。
会長	地元の意向もあると思いますが、沼沢区長に対し農業委員会から体制については説明をしたいと思います。皆さんの意見をお聞きしたいです。
事務局次長	補足ですが、農業委員の欠員が 3 分の 1 を超えた場合は必ず補充しなければならないことになっています。今回は 1 人で必ず募集をしなくてもいいので 10 番委員の近隣地区の委員でカバーするのは可能です。そのあたりを含めて意見を伺います。
9 番委員	私も 10 番委員と同じ考えです。会議に支障があれば募集しなければなりませんし、地区の方がどうしても必要で推薦するのでと言われたときに検討すればいいと思います。
会長	区長さんに、農業委員会からこれからの体制についてお知らせした方がいいのでは。

事務局長	今日、明日にでも来年改選があることを報告し、確認したいと思います。補充しない場合、町内に三更・沼沢地区担当は1番委員、7番委員になることをお知らせすることになります。支障はありませんか。
1番・7番委員	はい。
事務局長	区長さんに、今回は来年の改選まで補充しない体制で続けていく旨を報告したいと思います。
会長	沼沢区長に報告し、問題なければ1番委員と7番委員に協力してもらい改選まで続けていくということによろしいですか。
一同	はい。
10番委員	川口・小栗山地区についてですが、山に農地があつて、何も作っておらず山林化しているなら地目変更したらどうかと提案しても、所有者のほとんどは場所もわからなく、草が生い茂っていて現況確認も出来なくどこがどうだかわからない状態です。そのような場合、どのようにしたらいいのか教えてください。疑問に思いながら歩いているのでよろしくお願いします。
事務局	今までは申請者から現況確認証明申請を受けて確認し、非農地だと証明するという流れでやってきました。現在は農業委員会で確認し、町税務部局でも非農地・原野だと判断されたら法務局に情報を送り、職権で地目を変え所有者にも非農地であった通知を送る方法があります。今までは所有者からの申請で手続きをしていましたが、今後はその方法も検討したいと考えています。実際の場所は事務局も字切図しかなく山林の境界はわからない状態です。所有所の方等に場所を案内してもらい確認して地目を変えることができればと思っています。
10番委員	三代位前の所有者のままでどうしたらいいかと相談されました。相続による所有権移転について説明し、現況確認証明申請をして地目変更をしてから一緒に手続きを進めたらどうかと話をしましたが、現地確認をどうしたらいいのかと話がでましたので質問しました。今、事務局からの説明で山の中でも手続きはできるという話だったので、ぜひ検討してください。
会長	今の話で、農業委員会で非農地と認めれば証明されますが、以前は個人個人が証明書を提出しなければダメだったということですか。
事務局	今までは所有者本人からの申請で農業委員会が現地確認をして非農地だと証明したら、申請人が法務局で地目変更の登記の手続きをする流れでした。先ほどの説明は、所有者の申請とは関係なく町から所有者に案内を出し、問題なければ現地確認をして税務で地目変更をし職権で法務局に変更の手続きをするとい

	ということです。
会長	今も所有者本人から申請がなければ手続きができないということですか。
事務局	いいえ、すでに農業委員会・町による職権でできるようになっています。
事務局長	今までも制度はありましたが、町は所有者から申請がなく十分にわからない土地を勝手に非農地の変更をしてはどうかと、あくまでも申請者からの意思に基づいて手続きをしていました。明らかに山林化している農地をそのままにしておくわけにもいかないので、これからは所有者に確認を得ながら職権で手続きをしてもいいのではないかと考えています。これからどのように進めていくか検討し、方向性が決まったら皆さんにご報告します。
会長	その他、皆さんからなにかございませんか。 ないようでしたら閉会したいと思います。ご苦労様でした。

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和 4 年 9 月 20 日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長

谷ヶ城 雄司

委員

小林 和衛

委員

栗城 篤義